

少年法の一部を改正する法律に関するQ & A

※ 少年法の一部を改正する法律の条文などは、
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00085.html を御覧ください。

Q 1 今回の少年法改正でどのような点が変わったのですか？

A 今回の少年法改正では

- 少年審判手続に付された少年に対して、弁護士である国選付添人を付することができる事件の範囲の拡大
- 少年審判手続に検察官が関与することができる事件の範囲の拡大
- 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

が行われました。

Q 2 弁護士である国選付添人を付することができる事件の範囲の拡大について、具体的にどのような改正が行われたのですか？

A 今回の少年法改正が行われる前は、弁護士である国選付添人を付することができる事件は

- 殺人、傷害致死、危険運転致死などの「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」の事件
- 現住建造物放火、強姦、強盗などの「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件

とされていました。

今回の少年法改正により弁護士である国選付添人を付することができる事件の範囲が

- 「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件

にまで拡大されました。これにより、新たに、傷害、窃盗、詐欺、過失運転致死傷などの事件についても、弁護士である国選付添人を付することができるようになりました。

※1 「短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」とは、法定刑（個別の刑罰法規で規定されている刑をいいます。）の下限が2年以上の懲役又は禁錮とされている罪をいいます。例えば、傷害致死罪の法定刑は、「3年以上の有期懲役」と定められており、下限が「3年」ということとなりますので、「短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に該当します。

※2 「長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」とは、法定刑の上限が3年を超える懲役又は禁錮とされている罪をいいます。例えば、詐欺罪の法定刑は、「10年以下の懲役」と定められており、上限が「10年」ということとなりますので、「3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に該当します。

Q3 弁護士である国選付添人を付すことができる事件の範囲を拡大したのはなぜですか？

A 今回、弁護士である国選付添人を付すことができる事件の範囲を拡大したのは

○ 改正前の少年法の下では弁護士である国選付添人を付すことができなかった事件の中にも、例えば、多数の人が関与し、関係者の供述が相互に異なっている傷害、詐欺、恐喝のような事案のように、少年審判でより適切な事実認定をするために、弁護士である国選付添人が関与することが適切であると考えられる事件が存在する

○ 付添人が、少年審判手続の段階から、少年の帰住先を確保したり、暴力団組織との関係を断絶させたりするなどの環境調整活動を行うことが、少年の更生・再犯防止に役立つ

などと考えられたためです。

Q4 検察官が少年審判に関与することができる事件の範囲拡大について、具体的にどのような改正が行われたのですか？

A 今回の少年法改正が行われる前は、検察官が少年審判に関与することができる事件は

- 殺人，傷害致死，危険運転致死などの「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」の事件
- 現住建造物放火，強姦，強盗などの「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件

とされてきました。

今回の少年法改正により検察官が少年審判に関与することができる事件の範囲が

- 「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件

にまで拡大されました。

これにより，新たに，傷害，窃盗，詐欺，過失運転致死傷などの事件についても，検察官が少年審判に関与することができるようになりました。

しかし，検察官の少年審判への関与は，家庭裁判所が「非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要がある」と認めた場合に限られるという点は，今回の改正後も変わりません。

Q5 検察官が少年審判に関与することができる事件の範囲を拡大したのは何故ですか？

A 今回，検察官が少年審判に関与することができる事件の範囲を拡大したのは

- 改正前の少年法の下では検察官が関与することができなかった事件の中にも，例えば，多数の人が関与し，関係者の供述が相互に異なっている傷害，詐欺，恐喝のような事案のように，少年審判でより適切な事実認定をするために，検察官が関与することが適切であると考えられる事件が存在する
- 弁護士である国選付添人が付され非行事実がどんなに争われたとしても，およそ検察官が非行事実の認定に関与することができない制度とすることについて，被害者の方々を始めとする国民の理解や納得を得られるか，重大な疑問があるなどと考えられたためです。

Q6 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しは，具体的にどのような改正が行われたのですか。

A 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しについては

- 少年に対する不定期刑に関する規定
- いわゆる無期刑の緩和刑（犯罪時に18歳未満の者に対する処断刑が無期懲役又は無期禁錮の場合に、裁判所が裁量で有期の定期刑を科することができることとするもの）に関する規定

を見直すものです。

少年に対する不定期刑に関しては

- 不定期刑を科すこととなる対象事件の範囲について、処断刑が「長期3年以上の有期の懲役又は禁錮」である場合から、処断刑が「有期の懲役又は禁錮」である場合に拡大する
- 不定期刑の長期と短期の上限について、改正前の少年法では長期は10年、短期は5年とされていたのを、長期は15年、短期は10年に引き上げる
- 不定期刑の長期と短期との幅について、一定の制限を設ける
- 不定期刑の短期について、一定の場合には処断刑の下限を下回る期間を定めることができるようにする

などの改正が行われました。

また、いわゆる無期刑の緩和刑に関しては

- これまで10年から15年の範囲内で定期刑を言い渡すとされていたのを、10年から20年の範囲内で定期刑を言い渡すこととする

などの改正が行われました。

※1 成人の場合、有期の懲役又は禁錮は、例えば「懲役7年」などというように一定の刑期を定めて言い渡します。これを「定期刑」といいます。これに対して、少年の場合、有期の懲役又は禁錮は、原則として、例えば「3年以上6年以下の懲役」などというように幅がある刑期を定めて言い渡します。この幅を持った刑期を定める刑のことを「不定期刑」といいます。そして、この場合の「3年」を「不定期刑の短期」、 「6年」を「不定期刑の長期」といいます。

不定期刑については、短期を経過した後、地方更生保護委員会の判断で刑の執行を終了することができ、仮釈放については短期の3分の1が経過した後に行うことがで

きるとされています。

※2 処断刑とは、個別の事件において、具体的に被告人に対して言い渡すことができる刑の幅のことです。具体的には、法定刑として定められている刑種（刑種には、死刑、無期懲役、無期禁錮、有期懲役、有期禁錮、罰金等があります。）の中から、適用すべき刑の種類を選択したで、法律上及び裁判上の加重減軽をしたものをいいます。

Q7 少年に対する不定期刑の規定の改正により具体的にどのように変わりますか？

A

1 不定期刑の対象となる事件が拡大されることにより、これまで定期刑が言い渡されていた事件についても不定期刑が言い渡されることとなります。

例えば、法定刑が比較的軽い暴行罪（2年以下の懲役）については、今回の改正前は「懲役1年6月」などと定期刑が言い渡されていましたが、今回の改正後は「1年以上1年6月以下の懲役」などの不定期刑が言い渡されることとなります。

2 不定期刑の長期と短期の上限は、これまで長期が10年、短期が5年とされてきましたので、最も重い有期刑は「5年以上10年以下の懲役」でした。しかし、今回の改正により、不定期刑の長期の上限は15年、短期の上限は10年とされたので、最も重い有期刑は「10年以上15年以下の懲役」となります。

なお、今回の改正は不定期刑の長期と短期の上限を引き上げるものであり、不定期刑の長期と短期の下限を新たに設けるものではありません。したがって、今回の改正後も窃盗罪（10年以下の懲役）について、「1年以上1年6月以下の懲役」などのような不定期刑の長期、短期ともに不定期刑の短期の上限を下回る刑を言い渡すことももちろんできます。

3 これまで、不定期刑の長期と短期の幅については、制限がありませんでしたので、「1月以上10年以下の懲役」などという刑を言い渡すこともできる制度となっていました。

今回の改正では、不定期刑の短期について、不定期刑の長期が10年以上のときは、長期の2分の1を下回らない範囲内で、不定期刑の長期が10年未満のときは、長期から5年を減じた期間を下回らない範囲内で定めなければならないという制限

を設けました。

もつとも、今回の改正により、改正前の少年法の運用としては、先ほどの「1年以上10年以下の懲役」などという刑が言い渡されることは現実にはありませんでしたので、これまで言い渡されていた刑が言い渡せなくなってしまうということはありません。

- 4 不定期刑の短期について、これまでは処断刑の範囲内で定めなければならないとされてきましたから、例えば、傷害致死罪（3年以上の懲役）の場合、短期は3年から不定期刑の短期の上限である5年の範囲で定めなければなりません。今回の改正では一定の場合には、不定期刑の短期について処断刑の短期の2分の1まで下げることができるようになりました。したがって、傷害致死罪の場合、一定の場合には、不定期刑の短期について1年6月と定めることもできるようになりました。

Q 8 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しを行ったのは何故ですか？

A 改正前の少年法の規定について

- 少年に対しても無期徒刑を科することができるが、無期徒刑とその次に重い「5年以上10年以下」の不定期刑の間には大きなかい離がある
- 少年が主犯者で成人が従属的立場の共犯事件などにおいて、成人に対して科することができる刑と少年に対して科することができる刑の間に不均衡がある

などという指摘があり、実際の裁判例においても、少年に対して科することができる不定期刑の上限が低いために不本意な量刑をせざるを得なかったことを指摘したものもありました。

そこで、裁判所の量刑の選択肢を広げることにより、裁判所が少年が犯した行為に応じ、より適切な量刑を行うことができるようにするために、今回、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しが行われました。

- ※ 成人に対する有期刑の上限は、刑を加重する理由がない場合は20年、刑を加重する理由がある場合は30年とされています。

Q9 今回の少年に対する刑事事件の処分の規定の見直しはいわゆる厳罰化を目的としたものなのですか？

A 今回の少年に対する刑事事件の処分の規定の見直しは、Q8でも御説明しましたように、裁判所の選択肢を広げることにより、裁判所が少年が犯した行為に応じ、より適切な量刑を行うことができるようにすることを目的としたもので、少年に対する科刑を一律に引き上げることが目的とした、いわゆる厳罰化を目的としたものではありません。

今回の改正がそのような厳罰化を目的としたものでないことは、Q7でも御説明しましたように、今回の改正には

- 不定期刑の短期について、一定の場合には処断刑の短期を下回る期間を定めることができることとする
- 不定期刑を科すことができる事件の範囲を広げ、これまで短期を定めることができなかった事件についても短期を定めることができることとする

という内容が含まれていることから御理解いただけたと思います。